

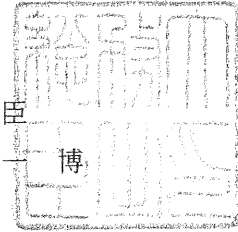


資料2

総政企第125号
平成22年5月21日

統計委員会委員長
樋口 美雄 殿

総務大臣
原 口 博



諮問第26号

産業連関表の基幹統計としての指定について（諮問）

標記について、別紙の理由により指定するに当たり、統計法（平成19年法律第53号）第7条第1項の規定に基づき、統計委員会の意見を求める。

(別紙)

諮 問 の 概 要

(産業連関表の基幹統計としての指定について)

1 産業連関表(下記注参照)は、財・サービスの生産に関するフローの面を対象として、生産と需要について、経済を構成する多数の部門間の相互関連として把握するものであり、当該把握を通して、生産活動における産業相互の連関構造(中間投入)、生産活動と最終需要面(消費、投資、輸出等)・付加価値面(賃金、利潤等)との関連といった国の基本的な経済構造を明らかにしている重要な加工統計である。産業連関表は、年次経済財政報告等国の経済見通しや各種経済政策・計画の作成、個別施策の経済波及効果分析等に広く用いられているほか、国民経済計算等の各種経済統計や地方公共団体が作成している地域産業連関表の基礎データにもなっている。

(注)「産業連関表」とは取引基本表を指し、係数表及び付帯表は産業連関表に含まれない。

2 また、産業連関表は、そこから導出される投入係数、逆行列係数等の各種係数を利用することにより、消費、投資、輸出などの最終需要の変化が各産業の財・サービスの生産に及ぼす影響などを計数的に明らかにすることが可能である。このため、産業連関表は、民間企業における関係業界の動向の将来予測、シンクタンクにおけるイベント事業の経済波及効果の算出等にも幅広く用いられている。

3 さらに、産業連関表は、国際連合が示している国民経済計算体系において、それを構成する5つのサブシステムの1つに位置付けられており、原則として、国際連合のガイドラインに準拠して作成していることから、基本的に国際比較可能性が確保されている。このため、我が国の産業連関表は、OECD(経済協力開発機構)が構築している産業連関データベースに登載され、国際機関や各国の政府、研究機関等において各国の産業構造の比較等に広く利用されている。

4 こうしたことから、産業連関表は、統計法(平成19年法律第53号)第2条第4項第3号の基幹統計の3要件のうち、同号イの「全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計」については上記1の点により、同号ロの「民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計」については上記2の点により、同号ハの「国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計その他国際比較を行う上において特に重要な統計」については上記3の点により、いずれの要件にも該当するものと考えられる。

5 なお、産業連関表の重要性にかんがみ、「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定)においても、新たに基幹統計として整備する統計の一つに掲げられているところである。

6 以上の理由から、産業連関表を基幹統計に指定することとしたい。

産業連関表の概要

作成目的等

財・サービスの生産に関するフロー面を対象として、生産と需要について、経済を構成する多数の部門間の相互関連として把握することを通じて、生産活動における産業相互の連関構造（中間投入）及び生産活動と最終需要面（消費、投資、輸出等）・付加価値面（賃金、利潤等）との関連を明らかにし、国の経済政策の基礎資料等とすることを目的として、昭和35年に昭和30年（1955年）を対象とした表が作成され、以後、西暦年の末尾が0又は5である年を対象として5年ごとに作成。

作成内容

1 基本構造

1年間に、財・サービスが各産業部門間でどのような投入・産出という取引過程を経て生産・販売されたものであるかについて、行列（マトリックス）等の形で一覧表で取りまとめたもの（別紙参照）。表章形式等は以下のとおり。

(1)対象期間及び記録の時点

作成対象年（西暦年の末尾が0又は5である年）である1年間（1月～12月）が対象。記録の時点は財貨の生産やサービスの提供等が行われた時点（発生主義）。

(2)表章方法・形式

取引活動の大きさは「金額」で表章（評価）。統計表としては、「投入表」、「産出表」、「生産者価格評価表」及び「購入者価格評価表」の4表であり、各表の形式は次のとおり。

- 投入表（表側：商品別。平成17年を対象とした産業連関表の場合407部門。以下同じ。表頭：生産者価格及び購入者価格。）
- 産出表（表側：商品別520部門。表頭：生産者価格、商業マージン、国内貨物運賃及び購入者価格。）
- 生産者価格評価表及び購入者価格評価表（下記注参照）
 - ・表側：中間投入（商品別108部門）、粗付加価値（雇用者所得、営業余剰等）及び国内生産額
 - ・表頭：中間需要（商品別108部門）、最終需要（民間消費支出、国内総固定資本形成、在庫純増、輸出等）輸入及び国内生産額

（注）生産者価格評価表は個々の取引額に流通経費（商業マージン及び国内貨物運賃）が含まれていない表、購入者価格評価表は個々の取引額に流通経費が含まれている表である。

2 作成府省庁

10府省庁（内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省）の共同事業により作成。

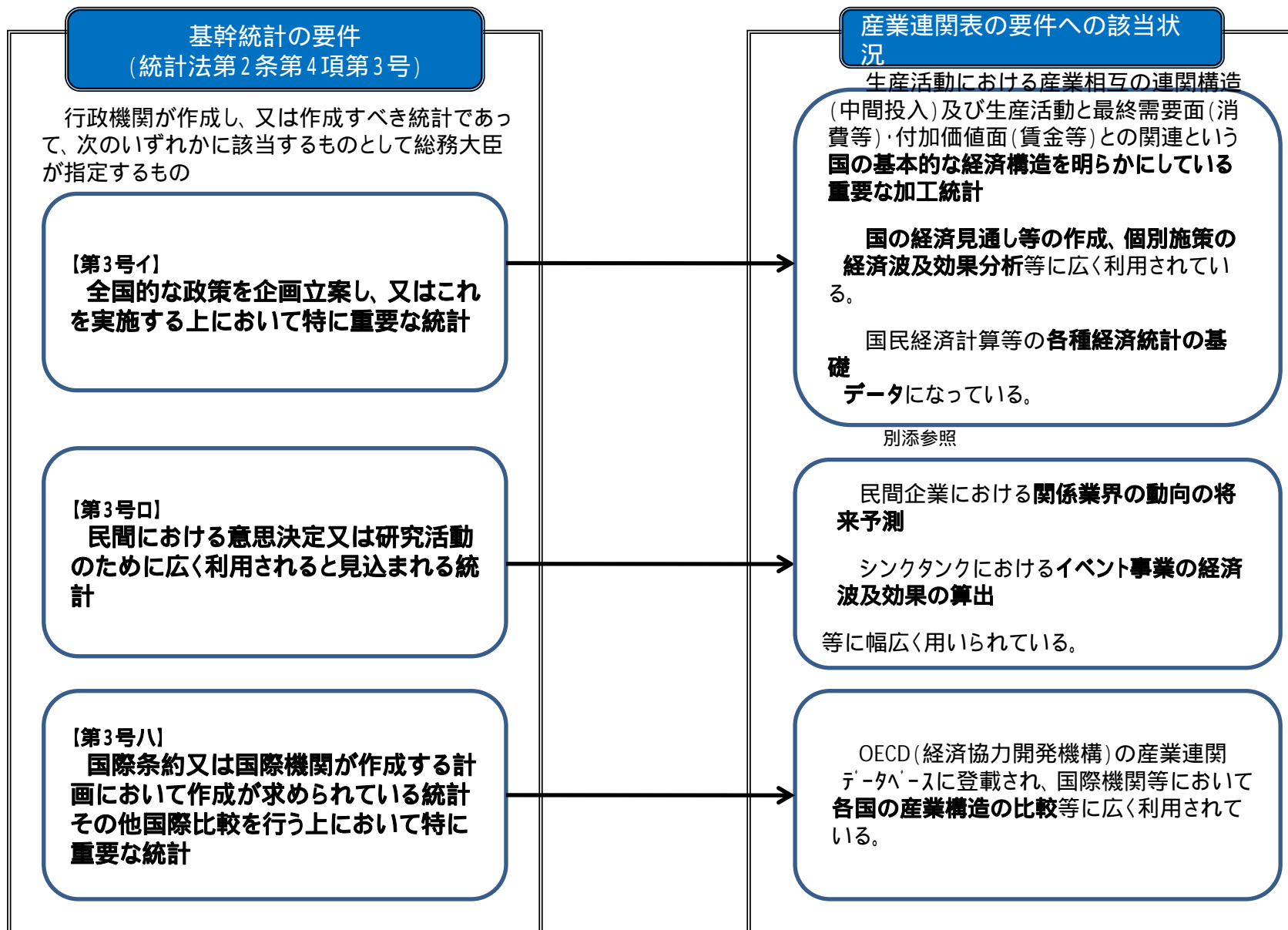
3 作成方法

財及びサービスの生産状況に関する大規模な一次統計等を利用して約3,600品目の国内生産額や投入額・産出額の大枠を推計。更に投入額については、作成府省庁が実施する各種投入調査等により、また、産出額については、各種需給統計等により、より詳細な内訳を推計。

利用状況

各種経済政策・計画の作成、個別施策の経済波及効果分析の基礎資料
 国民経済計算等の各種経済統計や地域産業連関表の作成等の基礎資料
 民間企業による関係業界の動向の将来予測、シンクタンクによるイベント事業の経済波及効果の算出の際のツール
 国際機関や諸外国の政府・研究機関等による産業構造の国際比較等の基礎資料 等

産業連関表の基幹統計の要件への該当状況



別添

1 産業連関表の経済政策の効果測定ツールとしての利用例

平成 19 年度年次経済財政報告の資料～外需の国内生産や雇用創出への波及効果の推移等～（内閣府）

原油価格上昇の影響分析（平成 16～18 年度。内閣府）

情報通信白書の資料～情報化投資額の推計～（平成 16～19 年度。総務省）

平成 17 年度版労働経済白書の資料～産業別に就業構造変化を生産性変化効果、輸入品係数変化効果等に分解～（厚生労働省）

食料・農業・農村白書の資料～食品製造業から農林水産業への生産誘発効果の計算～（平成 18 年度。農林水産省）

食料・農業・農村白書の資料～農業以外の産業から農業への生産波及効果の計算～（平成 18 年度。農林水産省）

旅行・観光産業の経済効果の推計（平成 16～20 年度。国土交通省）

観光白書の資料～訪日外国人が増加(1000 万人)した場合の経済効果～（平成 19 年度。国土交通省）

ものづくり白書の資料～製造業の国内生産額増加による波及効果（平成 16～20 年。経済産業省）

（注）上記利用例は、直近 6 年分（平成 16 年度～21 年度）に係るものである。

2 産業連関表から各種経済統計への基礎データ（基準値等）の提供例

国民経済計算（内閣府経済社会総合研究所）

内閣府は、国民経済計算における国内総生産（生産側）推計及びコモディティ・フロー法に必要な基準年のデータを産業連関表から計算して得ている。

各省産業連関表

各省は、産業連関表の部門分類の組替え、概念・定義の調整等を行って、独自の分析目的のための産業連関表を以下のとおり作成している。その基準年値に必要な基礎資料として、産業連関表の基準年国内生産額、基準年投入係数等を利用している。

延長産業連関表、簡易延長産業連関表（毎年度。経済産業省）

地域間産業連関表（平成 21 年度。経済産業省）

経済産業局別の地域産業連関表（平成 21 年度。各経済産業局）

情報通信産業連関表（毎年度。総務省）

運輸部門を中心とした産業連関表（平成 21 年度。国土交通省）

建設部門分析用産業連関表（平成 21 年度。国土交通省）

農林漁業及び関連産業を中心とした産業連関表（平成 21 年度。農林水産省）

各種経済指数

各省等は、以下の経済指数について、基準年ウエイト算定等のために必要な基礎資料として、産業連関表の基準年中間需要額、基準年粗付加価値額等を利用している。

第 3 次産業活動指数（経済産業省）

全産業活動指数（経済産業省）
全産業供給指数（経済産業省）
建設工事費デフレーター（国土交通省）
企業向けサービス価格指数（日本銀行）
製造業部門別投入・産出物価指数（日本銀行）
鉱工業指数（経済産業省）

地方公共団体が独自に作成する地域産業連関表への活用

全都道府県及び幾つかの政令指定都市等は、当該地域を対象とする地域産業連関表を、産業連関表と同じ基準年を対象として作成している。その作成の基礎資料として、産業連関表の基準年国内生産額、基準年投入係数等を利用している。

(参考1)

「公的統計の整備に関する基本的な計画」(平成21年3月13日閣議決定) 別紙(抜粋)

別紙

2 新たに基幹統計として整備する統計

府省名	統計名	理由、留意事項等	実施時期
総務省 等10府 省庁	産業連関 表(基本 表)(加)	総務省始め10府省庁の共同作業として作成されている産業連関表(基本表)は、我が国の経済構造を明らかにする基礎的な統計として、また生産波及効果等を分析する手段として、あるいは国民経済計算の基準改定や企業向けサービス価格指数等の基礎資料等として重要な役割を果たしている。	次回産業連関表(基本表)の整備に向けて、平成21年度から所要の準備を開始する。

(参考2)

統計法（平成19年法律第53号）（抄）

(定義)

第二条

- 4 この法律において「基幹統計」とは、次の各号のいずれかに該当する統計をいう。
- 一 第五条第一項に規定する国勢統計
 - 二 第六条第一項に規定する国民経済計算
 - 三 行政機関が作成し、又は作成すべき統計であつて、次のいずれかに該当するものとして総務大臣が指定するもの
 - イ 全国的な政策を企画立案し、又はこれを実施する上において特に重要な統計
 - ロ 民間における意思決定又は研究活動のために広く利用されると見込まれる統計
 - ハ 国際条約又は国際機関が作成する計画において作成が求められている統計
その他国際比較を行う上において特に重要な統計

(基幹統計の指定)

- 第七条 総務大臣は、第二条第四項第三号の規定による指定（以下この条において単に「指定」という。）をしようとするときは、あらかじめ、当該行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴かなければならない。
- 2 総務大臣は、指定をしたときは、その旨を公示しなければならない。
 - 3 前二項の規定は、指定の変更又は解除について準用する。